

令和4年度

安城市予算書

(参考)

## 令和4年度安城市予算総括表

(単位：千円)

会 計 名	本 年 度	前 年 度	比 較
<b>一 般 会 計</b>	<b>70,220,000</b>	<b>67,730,000</b>	<b>2,490,000</b>
<b>特 別 会 計</b>	<b>29,397,000</b>	<b>28,741,000</b>	<b>656,000</b>
国民健康保険事業	14,181,000	13,797,000	384,000
土地取得	1,000	1,000	0
有料駐車場事業	316,000	232,000	84,000
安城桜井駅周辺特定土地区画 整理事業	1,171,000	1,260,000	△89,000
介護保険事業	11,170,000	11,008,000	162,000
後期高齢者医療	2,558,000	2,443,000	115,000
<b>企 業 会 計</b>	<b>11,139,000</b>	<b>11,131,000</b>	<b>8,000</b>
水道事業	5,031,000	5,074,000	△43,000
下水道事業	6,108,000	6,057,000	51,000
<b>合 計</b>	<b>110,756,000</b>	<b>107,602,000</b>	<b>3,154,000</b>

(参考)

## 歳入歳出予算構成表

### 一般会計

### 歳 入

(単位：千円)

科 目	本 年 度	構成比(%)	前 年 度	構成比(%)	増 減
5 市 税	38,590,521	55.0	35,053,870	51.8	3,536,651
10 地 方 譲 与 税	508,000	0.7	474,000	0.7	34,000
15 利 子 割 交 付 金	15,000	0.0	20,000	0.0	△5,000
20 配 当 割 交 付 金	200,000	0.3	160,000	0.2	40,000
25 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	140,000	0.2	80,000	0.1	60,000
26 法 人 事 業 税 交 付 金	590,000	0.8	350,000	0.5	240,000
30 地 方 消 費 税 交 付 金	4,500,000	6.4	4,200,000	6.2	300,000
36 環 境 性 能 割 交 付 金	120,000	0.2	100,000	0.2	20,000
40 地 方 特 例 交 付 金	250,000	0.4	787,000	1.2	△537,000
45 地 方 交 付 税	10,000	0.0	10,000	0.0	0
50 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	28,000	0.0	28,000	0.0	0
55 分 担 金 及 び 負 担 金	379,723	0.5	373,101	0.6	6,622
60 使 用 料 及 び 手 数 料	961,088	1.4	956,526	1.4	4,562
65 国 庫 支 出 金	9,679,021	13.8	9,628,304	14.2	50,717
70 県 支 出 金	4,902,368	7.0	4,371,490	6.5	530,878
75 財 産 収 入	151,671	0.2	180,796	0.3	△29,125
80 寄 附 金	160,000	0.2	100,000	0.1	60,000
85 繰 入 金	2,045,257	2.9	4,365,257	6.4	△2,320,000
90 繰 越 金	1,500,000	2.1	1,500,000	2.2	0
95 諸 収 入	3,553,351	5.1	3,391,656	5.0	161,695
99 市 債	1,936,000	2.8	1,600,000	2.4	336,000
歳 入 合 計	70,220,000	100.0	67,730,000	100.0	2,490,000

歳 出

(単位：千円)

科 目	本 年 度	構成比(%)	前 年 度	構成比(%)	増 減
5 議 会 費	415,322	0.6	411,330	0.6	3,992
10 総 務 費	7,182,460	10.2	6,078,502	9.0	1,103,958
15 民 生 費	28,557,480	40.7	27,112,489	40.0	1,444,991
20 衛 生 費	7,281,968	10.4	7,522,271	11.1	△240,303
25 労 働 費	89,385	0.1	108,715	0.2	△19,330
30 農 林 水 産 業 費	1,470,068	2.1	1,375,781	2.0	94,287
35 商 工 費	1,097,707	1.6	1,397,043	2.1	△299,336
40 土 木 費	8,596,686	12.2	8,537,810	12.6	58,876
45 消 防 費	2,171,135	3.1	2,104,373	3.1	66,762
50 教 育 費	10,055,093	14.3	9,831,932	14.5	223,161
55 災 害 復 旧 費	50,000	0.1	50,000	0.1	0
60 公 債 費	3,202,695	4.5	3,149,753	4.6	52,942
65 諸 支 出 金	1	0.0	1	0.0	0
70 予 備 費	50,000	0.1	50,000	0.1	0
歳 出 合 計	70,220,000	100.0	67,730,000	100.0	2,490,000



令和4年度

安城市一般会計予算



## 第27号議案

### 令和4年度安城市一般会計予算について

令和4年度安城市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

#### (歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ70,220,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

#### (継続費)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第212条第1項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第2表 継続費」による。

#### (債務負担行為)

第3条 法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第3表 債務負担行為」による。

#### (地方債)

第4条 法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第4表 地方債」による。

#### (一時借入金)

第5条 法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、3,000,000千円と定める。

#### (歳出予算の流用)

第6条 法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用とする。

令和4年3月2日提出

安城市長 神谷 学

# 第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金額
5 市税		38,590,521
	5 市民税	15,343,000
	10 固定資産税	18,913,000
	15 軽自動車税	456,001
	20 市たばこ税	1,271,000
	27 入湯税	5,520
	30 都市計画税	2,602,000
10 地方譲与税		508,000
	10 自動車重量譲与税	370,000
	20 地方揮発油譲与税	120,000
	30 森林環境譲与税	18,000
15 利子割交付金		15,000
	5 利子割交付金	15,000
20 配当割交付金		200,000
	5 配当割交付金	200,000
25 株式等譲渡所得割交付金		140,000
	5 株式等譲渡所得割交付金	140,000
26 法人事業税交付金		590,000
	5 法人事業税交付金	590,000
30 地方消費税交付金		4,500,000
	5 地方消費税交付金	4,500,000
36 環境性能割交付金		120,000
	5 環境性能割交付金	120,000
40 地方特例交付金		250,000
	5 地方特例交付金	250,000
45 地方交付税		10,000
	5 地方交付税	10,000

(単位：千円)

款	項	金額
50 交通安全対策特別交付金		28,000
	5 交通安全対策特別交付金	28,000
55 分担金及び負担金		379,723
	5 負担金	379,723
60 使用料及び手数料		961,088
	5 使用料	578,347
	10 手数料	382,741
65 国庫支出金		9,679,021
	5 国庫負担金	7,448,423
	10 国庫補助金	2,195,465
	15 委託金	35,133
70 県支出金		4,902,368
	5 県負担金	2,603,973
	10 県補助金	1,763,417
	15 委託金	527,885
	20 県交付金	7,093
75 財産収入		151,671
	5 財産運用収入	91,463
	10 財産売払収入	60,208
80 寄附金		160,000
	5 寄附金	160,000
85 繰入金		2,045,257
	10 基金繰入金	2,045,257
90 繰越金		1,500,000
	5 繰越金	1,500,000
95 諸収入		3,553,351
	5 延滞金、加算金及び過料	30,000

(単位：千円)

款	項	金額
	10 市預金利子	2,000
	15 貸付金元利収入	203,010
	25 雑入	3,318,341
99 市債		1,936,000
	5 市債	1,936,000
	歳入合計	70,220,000

歳 出

(単位：千円)

款	項	金額
5 議会費		415,322
	5 議会費	415,322
10 総務費		7,182,460
	5 総務管理費	5,815,707
	10 徴税費	608,080
	15 戸籍住民基本台帳費	399,462
	20 選挙費	309,326
	25 統計調査費	5,843
	30 監査委員費	44,042
15 民生費		28,557,480
	5 社会福祉費	12,842,538
	10 児童福祉費	14,237,430
	15 生活保護費	1,476,012
	20 災害救助費	1,500
20 衛生費		7,281,968
	5 保健衛生費	3,421,781
	10 環境費	3,797,491
	15 水道事業費	62,696
25 労働費		89,385
	5 労働諸費	89,385
30 農林水産業費		1,470,068
	5 農業費	1,470,068
35 商工費		1,097,707
	5 商工費	1,097,707
40 土木費		8,596,686
	5 土木管理費	404,820
	10 道路橋りょう費	2,499,997

(単位：千円)

款	項	金額
	15 河川費	210,485
	20 都市計画費	2,763,889
	25 下水道事業費	1,380,632
	30 住宅費	1,336,863
45 消防費		2,171,135
	5 消防費	2,171,135
50 教育費		10,055,093
	5 教育総務費	1,287,373
	10 小学校費	1,937,694
	15 中学校費	849,444
	20 幼稚園費	374,220
	25 社会教育費	2,287,525
	30 保健体育費	3,318,837
55 災害復旧費		50,000
	5 公共施設災害復旧費	50,000
60 公債費		3,202,695
	5 公債費	3,202,695
65 諸支出金		1
	5 普通財産取得費	1
70 予備費		50,000
	5 予備費	50,000
	歳 出 合 計	70,220,000

第2表 継続費

款	項	事業名	総額	年度	年割額
40 土木費	10 道路橋りょう費	末広橋改築事業	211,000	令和4年度	179,350
				令和5年度	31,650

第3表 債務負担行為

事項	期間	限度額
発展祭事業	令和4年度～令和5年度	2,000
広報あんじょう発行事業	令和4年度～令和5年度	64,000
広報あんじょう配布事業	令和4年度～令和7年度	228,000
総合計画策定事業	令和4年度～令和5年度	12,000
安城市土地開発公社が融資を受ける金融機関に対する債務保証	令和4年度～令和8年度	5,000,000
テレビ電話通訳及び電話通訳事業	令和4年度～令和5年度	6,500
国内団体交流事業	令和4年度～令和5年度	500
男女共同参画プラン策定事業	令和4年度～令和5年度	5,000
市民協働推進計画策定事業	令和4年度～令和5年度	4,500
市民協働推進事業	令和4年度～令和5年度	3,000
県議会議員選挙管理執行事業	令和4年度～令和5年度	22,000
市議会議員選挙管理執行事業	令和4年度～令和5年度	41,000
地域福祉計画策定事業	令和4年度～令和5年度	8,000
障害福祉計画・障害児福祉計画策定事業	令和4年度～令和5年度	3,500
保育園等検診事業	令和4年度～令和5年度	2,000

事 項	期 間	限 度 額
		千円
更生病院新棟建設補助事業	令和4年度～令和13年度	2,408,000
ごみ指定袋等購入事業	令和4年度～令和5年度	75,000
廃棄物再生処理事業	令和4年度～令和5年度	13,000
市道御幸本町8号線道路用地取得事業	令和4年度～令和8年度	200,000
都市計画マスタープラン推進事業	令和4年度～令和5年度	8,800
市営住宅合併浄化槽保守管理事業	令和4年度～令和5年度	1,400
防災ラジオ配布事業	令和4年度～令和5年度	9,000
学校教育プラン推進事業	令和4年度～令和5年度	2,500
自然教室バス等借上事業	令和4年度～令和5年度	25,000
自然教室看護師配置事業	令和4年度～令和5年度	2,400
野外センター活用事業	令和4年度～令和5年度	6,000
小中学校合併浄化槽保守管理事業	令和4年度～令和5年度	2,400
小中学校運搬用自動車借上事業	令和4年度～令和5年度	2,400
市民公募文化事業	令和4年度～令和5年度	2,000
芸術鑑賞会事業	令和4年度～令和5年度	1,800
歴史博物館展示事業	令和4年度～令和5年度	1,100
児童生徒・教職員各種検診事業	令和4年度～令和5年度	30,000

第4表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
	千円		%	
総合福祉センター改修事業	232,000	普通貸借 又は 証券発行	4.0以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金について、利率の見直しを行った後においては、当該利率見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。
保育園等改修事業	57,000			
児童クラブ建設事業	76,000			
緑箕輪2号線道路整備事業	23,000			
里荒畑5号線道路整備事業	22,000			
山中曾根線他道路整備事業	88,000			
新明東栄線他道路整備事業	146,000			
姫小川藤井線・居林橋道路整備事業	59,000			
福釜安城線・通学橋道路整備事業	56,000			
南安城横山線道路整備事業	63,000			
北大坪天白線道路整備事業	32,000			
河川緊急浚渫推進事業	19,000			
西町公園整備事業	17,000			
安城桜井駅周辺特定土地区画整理事業	26,000			
南明治第一土地区画整理事業	73,000			
住宅市街地総合整備事業	3,000			
井杭山住宅建設事業	371,000			
小学校校舎改修事業	430,000			
中学校校舎改修事業	143,000			



令和4年度

安城市国民健康保険事業特別会計予算



## 第28号議案

### 令和4年度安城市国民健康保険事業特別会計予算について

令和4年度安城市の国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

#### (歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14,181,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表 歳入歳出予算」による。

#### (一時借入金)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、200,000千円と定める。

#### (歳出予算の流用)

第3条 法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における款内でのこれらの経費の各項の間の流用とする。

令和4年3月2日提出

安城市長 神谷 学

別表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
5 国民健康保険税		3,498,547
	5 国民健康保険税	3,498,547
25 県支出金		9,243,289
	5 県補助金	9,243,289
35 財産収入		239
	5 財産運用収入	239
40 繰入金		1,100,524
	5 他会計繰入金	1,100,524
45 繰越金		291,000
	5 繰越金	291,000
50 諸収入		47,401
	5 延滞金	36,299
	10 預金利子	1
	15 雑入	11,101
歳 入 合 計		14,181,000

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
5 総務費		199,366
	5 総務管理費	176,494
	10 徴税費	22,469
	15 運営協議会費	403
10 保険給付費		9,059,792
	5 療養諸費	7,956,404
	10 高額療養費	1,016,050
	15 移送費	200
	20 出産育児諸費	75,638
	25 葬祭諸費	10,500
	30 傷病手当諸費	1,000
23 国民健康保険事業費納付金		4,702,631
	5 医療給付費分	3,104,683
	10 後期高齢者支援金等分	1,121,441
	15 介護納付金分	476,507
25 保健事業費		178,537
	3 特定健康診査等事業費	156,407
	5 保健事業費	22,130
30 基金積立金		239
	5 基金積立金	239
35 公債費		1
	5 公債費	1
40 諸支出金		20,434
	5 償還金及び還付加算金	20,434
45 予備費		20,000
	5 予備費	20,000
歳 出 合 計		14,181,000



令和4年度

安城市土地取得特別会計予算



## 第29号議案

### 令和4年度安城市土地取得特別会計予算について

令和4年度安城市の土地取得特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表 歳入歳出予算」による。

令和4年3月2日提出

安城市長 神谷 学

別表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金額
5 財産収入		500
	5 財産運用収入	500
10 繰越金		500
	5 繰越金	500
歳 入 合 計		1,000

歳 出

款	項	金額
5 土地開発基金費		1,000
	5 土地開発基金費	1,000
歳 出 合 計		1,000

令和4年度

安城市有料駐車場事業特別会計予算



第30号議案

令和4年度安城市有料駐車場事業特別会計予算について

令和4年度安城市の有料駐車場事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。  
(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ316,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表 歳入歳出予算」による。

令和4年3月2日提出

安城市長 神谷 学

別表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金額
5 使用料及び手数料		188,000
	5 使用料	188,000
12 財産収入		189
	5 財産運用収入	189
20 繰越金		125,611
	5 繰越金	125,611
25 諸収入		2,200
	5 雑入	2,200
歳 入 合 計		316,000

歳 出

款	項	金額
5 有料駐車場費		316,000
	5 駐車場費	293,397
	10 公債費	22,603
歳 出 合 計		316,000

令和4年度

安城市安城桜井駅周辺特定土地区画整理事業特別会計予算



### 第31号議案

令和4年度安城市安城桜井駅周辺特定土地区画整理事業特別会計予算  
について

令和4年度安城市の安城桜井駅周辺特定土地区画整理事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,171,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表 歳入歳出予算」による。

令和4年3月2日提出

安城市長 神谷 学

別表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
5 事業収入		777,005
	5 保留地処分金	727,005
	10 換地清算金	50,000
10 使用料及び手数料		100
	10 手数料	100
15 国庫支出金		48,850
	10 国庫補助金	48,850
20 県支出金		9,787
	5 県負担金	9,787
30 繰入金		335,057
	5 一般会計繰入金	335,057
35 繰越金		1
	5 繰越金	1
40 諸収入		200
	10 雑入	200
歳 入 合 計		1,171,000

歳 出

款	項	金 額
5 安城桜井駅周辺特定土地区画整理費		1,171,000
	5 土地区画整理費	815,025
	10 公債費	355,975
歳 出 合 計		1,171,000

令和4年度

安城市介護保険事業特別会計予算



### 第32号議案

#### 令和4年度安城市介護保険事業特別会計予算について

令和4年度安城市の介護保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11,170,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(歳出予算の流用)

第3条 法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における款内でのこれらの経費の各項の間の流用とする。

令和4年3月2日提出

安城市長 神谷 学

# 第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金額
5 保険料		2,704,001
	5 介護保険料	2,704,001
10 使用料及び手数料		51
	5 手数料	51
15 国庫支出金		2,200,578
	5 国庫負担金	1,871,630
	10 国庫補助金	328,948
20 支払基金交付金		2,806,787
	5 支払基金交付金	2,806,787
25 県支出金		1,511,352
	5 県負担金	1,405,962
	10 県補助金	105,390
30 財産収入		221
	5 財産運用収入	221
35 繰入金		1,947,006
	5 一般会計繰入金	1,884,377
	10 基金繰入金	62,629
40 繰越金		1
	5 繰越金	1
45 諸収入		3
	5 延滞金、加算金及び過料	1
	10 預金利子	1
	15 雑入	1
歳 入 合 計		11,170,000

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
5 総務費		285,452
	5 総務管理費	159,981
	10 徴収費	11,810
	15 介護認定審査会費	103,681
	20 趣旨普及費	1,625
	25 計画策定委員会費	8,355
10 保険給付費		10,084,900
	5 介護サービス等諸費	9,245,000
	10 介護予防サービス等諸費	388,000
	15 その他諸費	6,500
	20 高額介護サービス等費	239,600
	23 高額医療合算介護サービス等費	37,300
	25 特定入所者介護サービス等費	168,500
15 地域支援事業費		794,379
	5 介護予防・生活支援サービス事業費	320,399
	10 一般介護予防事業費	60,523
	15 包括的支援事業費・任意事業費	412,757
	20 その他諸費	700
25 基金積立金		221
	5 基金積立金	221
35 諸支出金		5,048
	5 償還金及び還付加算金	5,048
歳 出 合 計		11,170,000

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
あんジョイプラン策定事業	令和4年度～令和5年度	<div style="text-align: right;">千円</div> <div style="text-align: right;">5,200</div>

令和4年度

安城市後期高齢者医療特別会計予算



### 第33号議案

#### 令和4年度安城市後期高齢者医療特別会計予算について

令和4年度安城市の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。  
(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,558,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表 歳入歳出予算」による。

令和4年3月2日提出

安城市長 神谷 学

## 別表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
5 後期高齢者医療保険料		2,231,300
	5 後期高齢者医療保険料	2,231,300
10 繰入金		313,152
	5 一般会計繰入金	313,152
15 繰越金		9,000
	5 繰越金	9,000
20 諸収入		4,548
	5 延滞金、加算金及び過料	1
	10 償還金及び還付加算金	4,547
歳 入 合 計		2,558,000

歳 出

款	項	金 額
5 総務費		14,401
	5 徴收費	14,401
10 後期高齢者医療広域連合納付金		2,539,052
	5 後期高齢者医療広域連合納付金	2,539,052
15 諸支出金		4,547
	5 償還金及び還付加算金	4,547
歳 出 合 計		2,558,000

令和4年度

安城市水道事業会計予算



### 第34号議案

#### 令和4年度安城市水道事業会計予算について

(総則)

第1条 令和4年度安城市の水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水戸数	77,300 戸
(2) 年間総配水量	20,000,000 m <sup>3</sup>
(3) 1日平均配水量	54,795 m <sup>3</sup>
(4) 主要な建設改良事業	
水道施設拡張工事費	495,954 千円
配水管布設等工事費	673,262 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入

第1款 水道事業収益	3,349,000 千円
第10項 営業収益	3,084,812 千円
第20項 営業外収益	264,186 千円
第30項 特別利益	2 千円

支出

第2款 水道事業費用	3,218,000 千円
第10項 営業費用	3,156,555 千円
第20項 営業外費用	58,935 千円
第30項 特別損失	2,410 千円
第99項 予備費	100 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

(資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額1,275,000千円は、過年度分損益勘定留保資金1,155,624千円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額119,376千円で補填するものとする。)

収 入

第3款 資本的収入	538,000 千円
第10項 企 業 債	200,000 千円
第20項 一般会計出資金	57,067 千円
第30項 他会計負担金	44,080 千円
第40項 工事負担金	158,068 千円
第50項 国 県 支 出 金	78,775 千円
第60項 固定資産売却代金	10 千円

支 出

第4款 資本的支出	1,813,000 千円
第10項 建設改良費	1,759,798 千円
第50項 企業債償還金	53,202 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
水道料金等包括委託事業	令和4年度～令和7年度	千円 300,000

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限 度 額	起債の方法	利率	償 還 の 方 法
地震防災施設 緊急整備事業	千円 200,000	普通貸借 又は 証券発行	% 4.0 以内	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、企業財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、200,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 予定支出の各項の経費及び各項間の経費

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 316,949 千円

(たな卸資産の購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、68,000千円と定める。

令和4年3月2日提出

安城市長 神谷 学



令和4年度

安城市下水道事業会計予算



### 第35号議案

#### 令和4年度安城市下水道事業会計予算について

(総則)

第1条 令和4年度安城市の下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 接 続 人 口	146,000 人
(2) 年 間 総 処 理 水 量	15,993,000 m <sup>3</sup>
(3) 1 日 平 均 処 理 水 量	43,800 m <sup>3</sup>
(4) 主要な建設改良事業	
管渠整備工事費	950,034 千円
流域下水道建設費負担金	109,650 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 下水道事業収益	3,258,000 千円
第10項 営 業 収 益	1,700,886 千円
第20項 営 業 外 収 益	1,367,111 千円
第30項 特 別 利 益	190,003 千円

支 出

第2款 下水道事業費用	3,166,000 千円
第10項 営 業 費 用	2,916,546 千円
第20項 営 業 外 費 用	248,444 千円
第30項 特 別 損 失	910 千円
第99項 予 備 費	100 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

(資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額1,322,000千円は、当年度分損益勘定留保資金1,244,217千円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額77,783千円で補填するものとする。)

収 入

第3款 資本的収入	1,620,000 千円
第10項 企 業 債	685,800 千円
第20項 一般会計出資金	507,218 千円
第40項 受益者負担金	80,322 千円
第50項 国 県 支 出 金	346,660 千円

支 出

第4款 資本的支出	2,942,000 千円
第10項 建設改良費	1,602,400 千円
第50項 企業債償還金	1,339,600 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
下水道ビジョン策定事業	令和4年度～令和5年度	千円 13,000
安城市水洗便所改造資金貸付引受金融機関に対する利子補給	融資年度から償還終了の年度まで	安城市水洗便所改造資金を融資した取扱金融機関に対する当該融資に係る利子相当額

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限 度 額	起債の方法	利率	償 還 の 方 法
公共下水道事業	千円 576,400	普通貸借 又は 証券発行	4.0 以内	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、企業財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。
流域下水道事業	109,400			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、1,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 予定支出の各項の経費及び各項間の経費

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費

174,648千円

令和4年3月2日提出

安城市長 神谷 学

